

那覇市就学前教育保育施設における災害時対応ガイドライン

本ガイドラインは、大雨、台風、津波、地震の自然災害が発生した場合や、自然災害の発生が予測される場合(以下、「災害時」という。)に、那覇市就学前教育保育施設(以下、「施設」という。)において、災害時の基本的な対応について一定の基準を示したものです。本ガイドラインの活用については、次の基本的共通事項を踏まえ、臨機応変に対応することとします。

1 基本的共通事項

- (1) 施設長は、各施設で作成済みの災害に応じた災害時対応マニュアルを適宜修正し、災害発生時に備えるものとします。
- (2) 災害時には園児の安全を第一とし、安全が確保できないと判断した場合は、施設長において臨時的に休園することができます。
- (3) 園児のお迎えについては、施設周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認できた場合、お迎え時間等について、施設職員から保護者に連絡します。園児を保護者に引き渡した後、休園とします。
- (4) 臨時休園の判断基準は、那覇市が発令する避難情報等警戒レベル(以下、「警戒レベル」という。)とします。ただし、気象庁が発表する警報・注意報も判断基準に含め判断するものとします。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

名 称 : 避難情報等警戒レベル  
発行者 : 那覇市  
内 容 : 避難情報

判断基準是那覇市が発令する  
「避難情報等警戒レベル」に  
基づく。

### 2 大雨時の臨時休園及び開園・保育継続の判断基準等について

ハザードマップで、施設の所在する地域が、※大雨に関する危険箇所または大雨に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所かどうかを確認してください。

※大雨に関する危険箇所とは:知事が指定した「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」、「洪水浸水想定区域」

#### (1) 臨時休園の基準(警戒レベル 3 以上が発令)

警戒レベル 区域	土砂災害に関するもの 【気象庁が発表する防災気象情報】 ・大雨特別警報(土砂災害) ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)	水害に関するもの 【気象庁が発表する防災気象情報】 ・氾濫発生情報・大雨特別警報(浸水害) ・氾濫危険情報・高潮特別警報・高潮警報 ・氾濫警戒情報・洪水警報・高潮注意報
	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域内 *大雨に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に在る施設を含む。	浸水洪水想定区域 *大雨に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に在る施設を含む。
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域内 *大雨に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に在る施設を含む。	臨時休園	△
浸水洪水想定区域 *大雨に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に在る施設を含む。	△	臨時休園
区域外	△	△

△:防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、開園・保育を継続します。

ただし、施設長において、危険と判断した場合は、休園措置を行うことができます。

## (2) 開園・保育再開の基準

施設の所在する地域の警戒レベルが解除され、施設及び施設周辺の道路状況等の安全が確認された場合は、速やかに開園または再開してください。

## 3 台風時の臨時休園及び開園・保育継続の判断基準等について

### (1) 臨時休園の基準

気象庁が発表する暴風警報が発表された場合

### (2) 開園・保育再開の基準

暴風警報が解除された場合

※台風時には、接近前後に大雨が降ることも考えられ、大雨に伴う警戒レベル発令も想定されますので、

「2 大雨時の臨時休園及び開園・保育継続の判断基準等について」も含めて判断するものとします。

また、高潮災害も想定されますので、ハザードマップで高潮浸水予測図を確認し、高潮災害にも備えてください。

## 4 津波時の臨時休園及び開園・保育継続の判断基準等について

(津波注意報・警報または、警戒レベル 4(避難指示)発令時)

ハザードマップで、施設の所在する地域が、※津波に関する危険箇所または津波に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所どうかを確認してください。

※津波に関する危険箇所とは：知事が指定した「津波災害警戒区域」

開園状況 区域	開園前	開園後(保育中の場合)
<b>津波災害警戒区域</b>  *津波に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に在する施設を含む。	園児、保護者、職員は、安全確保・避難行動を行う必要がありますので、臨時休園となります。ただし、開園については、津波注意報解除かつ警戒レベル 4(避難指示)解除後は、速やかに開園します。	津波警報・大津波警報確認後には、直ちに避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。津波注意報解除かつ警戒レベル 4(避難指示)解除後は、通常保育を再開します。
<b>区域外</b>		防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、開園・保育を継続します。ただし、施設長において、危険と判断した場合は、ためらわず避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。

## 5 地震に関する対応

地震の規模によりますが、防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、原則、開園・保育を継続します。ただし、施設長において、危険と判断した場合は、ためらわず避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。

## 6 施設の運営が困難な場合の対応について

次の(1)～(4)を確認し、施設の運営が困難な場合、こども教育保育課と協議の上、今後の対応を決定します。ただし、緊急を要する場合は、事後報告で構いません。

- (1) 施設や近隣の被害状況を確認 *危険なため夜間の確認は行わない *できるだけ複数人で行う
- (2) ライフラインの確認(電気・水道・ガス)
- (3) 保育可能な職員体制等の確認
- (4) その他施設の運営が困難な状況はないかの確認

## 7 避難状況及び被害状況等の報告について

緊急時は、こども教育保育課から那覇 LINE を利用して、避難状況や被害状況等について報告を求める場合があります。那覇 LINE に記載のURLをタップすると那覇市オンライン申請システムに接続されますので、速やかに報告をお願いします。

また、国の災害時情報共有システム登録対象の災害が発生した場合、登録依頼のメールが配信されますので、速やかに被害状況等の登録を行ってください。

## 8 施設と保護者との連絡体制について

本ガイドライン及び各施設で作成している災害対応マニュアルについて、保護者に対して事前に説明し理解を得ておいてください。また、避難場所や緊急時の園児の引き渡し方法等については、書面等で保護者と確認しておいてください。

避難行動や臨時休園を行う場合、施設長は、保育業務支援システムや緊急メール等で、速やかに保護者に連絡してください。

## 9 その他

- (1) 施設長は、避難情報等警戒レベルについて、那覇市公式 LINE、那覇市公式ホームページ、Yahoo 防災他、テレビ等で確認するとともに、施設や施設の周辺の道路状況等の安全を確認してください。
- (2) 災害の種別や施設の状況、周辺の道路状況、防災気象情報等を勘案の上、施設に留まる(垂直避難等)か、避難のため移動を行うか、施設長が判断してください(小学校併設園においては、小学校と連携を図ってください)。

なお、避難場所等への移動の際には、移動経路の被災状況等も確認の上、安全対策を講じてください。